

京都市消防局辞令の交付に関する規程

平成 30 年 4 月 1 日

京都市消防局訓令乙第 16 号

各 部

消防団・自主防災推進室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局辞令の交付に関する規程を次のように定める。

京都市消防局辞令の交付に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、辞令の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「職員」とは、京都市消防局に属する職員で、地方公務員法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属するもの（臨時的に任用される職員を除く。）をいう。

(辞令の交付等)

第 3 条 消防局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる場合には、職員に辞令を交付するものとする。

- (1) 職員を採用し、昇任させ、降任させ、又は転任させる場合
- (2) 職員を本市以外の機関又は団体に派遣する場合
- (3) 職員の休業を承認し、又は当該休業の承認を取り消す場合
- (4) 職員を免職し、休職にし、又は降給させる場合
- (5) 職員が失職した場合
- (6) 職員に対し懲戒処分を行う場合
- (7) 職員が退職し、又は職員の辞職を承認する場合
- (8) その他局長が辞令を交付することが適当であると認める場合

2 辞令の様式は別記様式とし、その記載要領は別に定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、辞令に記載すべき事項を記載した文書の掲示その他の適当な方法により当該事項を職員に通知する措置を講じることをもって辞令の交付に代えることがある。

- (1) 職員を昇任させ、又は転任させる場合
- (2) その他局長が辞令を交付する必要があると認める場合

4 辞令を作成するときは、公印の印影の印刷をもって公印による押印に代えることがある。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日京都市消防局訓令乙第 5 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 20 日京都市消防局訓令乙第 1 号）

この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別記様式（第 3 条関係）

人 事 異 動 通 知 書	
No.	
(氏名)	(勤務場所又は職名)
(異動内容)	
年 月 日	
京都市消防局長	
印	